瑞宝中綬章を授ける（各通）
（国立大学法人職員）　小尻利治　上田全宏
浦　哲雄　遠藤忠夫　小田川敦美
亀山徳雄　榊原治彦　玉井壽之
西野博　二飯田三男　深井繁
福井忠勝　二福島康夫　松岡多助
松本二郎　三嶋義幸　森盈利
若田真男

瑞宝双光章を授ける（各通）
冨永正雄　原田守
松本邦夫　吉田美光

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二日）
新井清之助

瑞宝小綬章を授ける
牛嶋日出夫　加富茂夫

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十一月三日）
中村伴二郎

瑞宝双光章を授ける
木部敏男

瑞宝単光章を授ける（以上十一月五日）
楠瀬琢磨　佐藤丈夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（十一月六日）
戦没者叙勲（第百九十四回）
東京都（元陸軍関係）　片山光男

勲八等に叙し白色桐葉章を授ける（十一月三十日）

注　都道府県名は、戦没者の除籍当時の本籍地を示したものである。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月五日タイ国国王陛下の御誕生日につき、同月七日御祝電を発せられた。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月二日（金）

○法律案

一、労働安全衛生法の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働省）

公告

諸事項

第三者所有物の没収に関する公告

平成23年12月6日　横浜地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成23年12月20日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　横浜地方裁判所
2　被告事件名　覚せい剤取締法違反、関税法違反
3　被告人氏名　本田　譲治
4　公判期日　平成24年１月16日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　覚せい剤水溶液（ポリタンクに収納されているもの）５本
　横浜地方検察庁平成23年領第2736号符号１－１、１－２、１－３、１－４及び１－５
　覚せい剤水溶液（ポリ容器に収納されているもの）９本
　横浜地方検察庁平成23年領第2736号符号２、３、４、５、６、７、８、９及び10
　自動車１台
　横浜地方検察庁平成23年庁外領第149号符号１－１
　フューエルタンク１個
　横浜地方検察庁平成23年庁外領第149号符号１－２
　フューエルプロテクター１個
　横浜地方検察庁平成23年庁外領第149号符号１－３
　ビニール片１枚
　横浜地方検察庁平成23年庁外領第149号符号１－４
　鍵１個
　横浜地方検察庁平成23年庁外領第149号符号２
　自動車１台
　横浜地方検察庁平成23年庁外領第149号符号３－１
　フューエルタンク１個
　横浜地方検察庁平成23年庁外領第149号符号３－２
　フューエルプロテクター１個
　横浜地方検察庁平成23年庁外領第149号符号３－３
　鍵１個
　横浜地方検察庁平成23年庁外領第149号符号３－４
6　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、平成23年４月27日（現地時間）、アラブ首長国連邦ドバイ首長国ジュベル・アリ港において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する水溶液（覚せい剤含有量合計約64.247キログラム）をフューエルタンク（メインガソリンタンク）内に隠匿した自動車２台をコンテナ１台に収納し船舶に積載して出港させ、大韓民国釜山港で別の船舶に積み替えさせた上、同年５月29日、横浜市内の本牧公社ふ頭Ｄ－４号岸壁に接岸した同船から、情を知らない作業員に、同コンテナを陸揚げさせ、営利の目的で覚せい剤を輸入するとともに、同年６月１日、情を知らない作業員に、同コンテナに収納された自動車２台を横浜市内の山下ふ頭Ｅ号荷さばき地に搬入させて蔵置した上、同月２日、横浜税関山下埠頭出張所長に対し、情を知らない通関士に、品名を「乗用自動車２台」として輸入申告させ、税関職員の検査を受けさせて、関税法上の輸入してはならない貨物である覚せい剤を輸入しようとしたが、同職員に発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年12月６日

麻布税務署長　馬鳥　武

届出した者　コンピュテイショナル・ダイナミクス・リミテッド
事務所等の名称　コンピュテイショナル・ダイナミクス・リミテッド
事務所等の所在地　東京都港区赤坂一丁目14番５号アークヒルズエグゼクティブタワー
責任者の氏名　大川　潤
証明書の有効期限　平成28年６月24日

相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

平成９年（家）第３６６号

申立人　職権
本籍静岡県伊東市川奈907番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日平成５年12月27日、出生の場所静岡県田方郡小室村川奈907番地、出生年月日明治32年７月14日、職業無職
被相続人　亡　島本　はる
静岡県伊東市川奈1230番地の27
改任前の相続財産管理人　内田　峯年
事務所静岡県熱海市田原本町９番１号熱海第一ビル６階橋本正夫法律事務所
改任後の相続財産管理人　弁護士　髙山　功
静岡家庭裁判所熱海出張所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第７９７号

鳥取県八頭郡八頭町郡家76番地20
申立人　松本　伸介
本籍鳥取県鳥取市田園町２丁目217番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成22年８月14日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日大正12年２月１日、職業無職
被相続人　亡　佐伯　和大
催告期間満了日　平成24年６月20日
鳥取家庭裁判所